第１回　千葉県食品等安全・安心協議会基本方針検討作業部会（概要）

Ⅰ　日　時　　平成１８年１０月１７日（火）午後２時００分から３時４５分

Ⅱ　場　所　　千葉県自治会館　4 階　401 会議室

Ⅲ　出席者　　丸山委員、文入委員、鵜澤委員、米井委員、杉崎委員（小林協議会委員代理出席）、田中（薫）委員、田中（育）委員、萩原委員、北村委員

Ⅳ　内　容

１　健康福祉部理事あいさつ

２　報告事項

３　議　事

（１）食品等の安全・安心の確保に関する基本方針の策定について

（２）その他

Ⅴ　会議要旨

○　当作業部会の公開について

・傍聴希望者なし。

○　委員紹介

１　健康福祉部　亀井理事　あいさつ

・本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

・また、このたびは、皆様方には、この作業部会の委員をお引受けいただき、厚くお礼申し上げます。

・御承知のとおり、国においては、食品安全基本法を制定するなど、食品の安全・安心の確保に関する新しい取組が始まり、今年で 3 年が経過しました。

・この間、千葉県におきましても、庁内関係部局の連携の強化や千葉県食品安全協議会による、情報や意見の交換などの取組を行って参りました。

・また、本年の 2 月県議会におきましては、皆様の御協力によりまして、「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」が可決成立し、この 4 月から施行しているところでございます。

・条例では、全国で初めて、条例の文言中に「リスクコミュニケーション」を位置づけるとともに、千葉県食品等安全・安心協議会の設置について規定し、食品全般の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための方向性を示す、基本方針を策定することなどを決めております。

・この基本方針の策定に当たりましては、条例と同じように、白紙の状態から、消費者を含めた県民すべての方に参加いただく「健康福祉千葉方式」により、進めてまいりたいと考えております。

・基本方針の策定につきましては、本日ここにお集まりいただいていますように、基本方針検討作業部会を設置し、御検討いただくことにしております。

・本作業部会での検討結果については、本年 12 月頃を目途に、協議会に報告願えればと考えています。

・また、平成18年度アクションプランでは、食の安全・安心体制の充実を図るために、食品安全推進事業を強力に推進することとしています。
・皆様方におかれましては、公私ともにお忙しいこととは存じますが、千葉県の食品等の安全・安心がより一層、確かなものになるよう、忌憚のないご意見を多数いただきながら、より皆様に身近な基本方針を策定して参りたいと考えておりますので、御協力、御支援をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

○　委員紹介
○　事務局紹介

２　報告事項

○当作業部会設置の経緯等について
・資料に基づいて事務局から説明。

○正・副部会長の選任について
・羽田協議会長からの指名により、部会長に、北村 委員が選任された。
・北村部会長の指名により、副部会長に、萩原 委員が選任された。

３　議　事

（１）食品等の安全・安心の確保に関する基本方針の策定について
○基本方針について、資料に基づき事務局から説明。
〈質疑等〉
○米井委員
・資料中で、「安全・安心」と「安全」の使い分けがある。「安全」、「安心」は別のものと思うが、それぞれどのような定義としているのか。
○事務局
・「安全」と「安心」は本来は一体ではない。「安全」は、製造する側がいかに安全なものをつくっていくかという観点、「安心」は、安全であるものについて安心していただけるどうかの信頼性の問題。
・リスクコミュニケーション等の中で、安全・安心の理解をお互いに深められればと考えている。
○米井委員
・「安全」は科学的な裏づけがあるが、「安心」は各人の考え方であり、範囲が広い。
○事務局
・安全なもの＝安心となるよう、御意見を聞きながら進めていきたい。
○文入委員
・消費者は、安全だけだと納得できない部分があり、「安全・安心」として用いてほしい。
・基本方針には、到達点を設けるのか。

○北村部会長

・そういったことも含めてこの場で検討していくのではないかと考えている。

○事務局

・県では、アクションプラン、政策評価において、すでに、毎年度目標を設定し、評価をしている。

・基本方針は 5 年くらいのスパンを考えているが、問題があれば、協議会で建議していただき、随時見直していくことになる。

〈基本方針に盛り込むべき内容等について〉

○萩原委員

・資料６で大枠はできていると思う。

・「安全・安心な食品」とは一体なにか。求めるものによって中身が違ってくると思う。東京都の食品安全計画では「本計画における食品の『安全』と『安心』の考え方」というのがあるが、そういうものが必要ではないか。「安全」が科学的根拠のある生産者サイドのもの、「安心」は消費者サイドからの主観的なものという仕分けもあるかと思うが、その辺りを明確にした方が良いのではないか。

・健康福祉部だけでなく、農林水産部、教育庁等、庁内各部署との連携が必要であると思われる。

・条例をつくる際にも議論になった「千葉県らしさ」（風土、地域性）を基本方針に反映できるか。

○小林協議会委員（杉崎委員代理）

・資料６の体系をみると、「『安全で安心な食品』の生産と供給の促進」については、生産者の立場、それを監視する立場、これらを消費者とつなぐものとしてのリスクコミュニケーションということではっきりしている。

・２つ目の監視・指導についても、法にのっとり、すでに行っていることであると思うので、このままで良いと思う。

・消費者も受身ではなく食の安全に取組むということは、今回の基本方針の特徴であると思う。その観点から、「情報提供、広報活動の充実」については、今までもやっているが、一方通行となり、消費者がどの程度理解し、食品選択の参考にしているのか見えない部分がある。

・消費者の役割もあるということをこの基本方針の施策に具体的にどのように入れば良いのか。

・食育の推進については、安全・安心の観点で教育するということであると思うが、この基本方針を食育をどのように連動して具体的に進めていくのか。

○田中（薫）委員

・資料６の体系でよくできていると思う。

・表示について盛り込まれるということは、消費者にとってはプラスになっているのでは

ないか。

・情報提供について、もう少し千葉らしく、風土を盛り込めたら良いのではないか。

○田中（育）委員

・他県の基本方針等で取組の結果、消費者にどのように理解され、日常の生活につながっているのか。他県の取組の成功例、失敗例があると思うので、その中の良い所をとってはどうか。

○米井委員

・食品衛生協会では、県条例を受け、傘下の会員に対し、一層の自主的な衛生管理の充実を図っている。

○鵜澤委員

・資料をみると、他県と比較してみても、基本的にやるべきことは決まっているのではないか。

・法令を遵守すれば、基本的には安全は確保できると思う。それが安心につながるとは限らない場合もあるが、生産する立場としては、関係法令を遵守することに尽きるではないか。

・県民の皆様に、千葉県産の農畜産物を、安全なものを安定的に供給することは非常に大事だと思う。

・農林水産部は生産振興、健康福祉部は取締りといった関係になると生産の現場でも混乱を起こす。また、生産では環境保全も重要である。県全体を挙げて、各部を超えて協力していくべきものである。それを方針にどう取り入れていくか。

○文入委員

・食育の推進について、具体的に挙げてほしい。食育は、環境にも直結し、消費者教育でもある。縦割りであってはならないと常々思っている。それぞれの関連が一目でわかるようにしてほしい。

・遺伝子組換え（GM）について、作っていなくても県内で発見されているとの情報がある。「･･･について検討する」程度でも、項目を入れてもらいたい。

○丸山委員

・体系的、総合的に施策の方向をまとめるのは良いと思う。

・東京都の第 3 章に「重点的・優先的に取り組む施策（戦略的プラン 11）」があり、このように、特に重点的・優先的に取組むものを明らかにした方が良い。

・年度ごとに一定の検証をすることになると思うが、検証可能な仕組みを入れ込む必要があるのではないか。

・施策の体系の中に、食品の安全に関する事故や事件が起きた場合にどのように対応するのかといった災害対策マニュアル的な危機管理について盛り込んでいただきたい。

・県庁の各部署が総合的に連携して取組む仕組みや考え方について、今まで以上に一歩踏み込んだ中身が出せれば、県民としては心強い。

○北村部会長

・意見をまとめるといくつかのキーワードがあった。

①千葉県らしさ

②消費者（判断、役割等）

③縦割りではない千葉県としての総合的な体制

④危機管理

⑤GM の問題

○米井委員

・食育については、食育基本法に基づいて条例等を作るのであれば、扱いを考えなければならないのではないか。

○事務局

・農林水産部で食育基本計画の策定に向けたタウンミーティングを実施しているところであり、健康福祉部も参加している。

・県では、食品安全基本法ができた際、「対策会議」と「協議会」を設置し、食の安全・安心に関わる情報交換を行っている。

○北村部会長

・農林水産部と協議の上、食育の推進について何らかのコメントを入れられるか。

○事務局

・まだ、計画ができていないので即答はできないが、何らかの形で考えていきたい。

○北村部会長

・資料６（施策の体系）は対策会議を経ているのか。

○事務局

・対策会議の中の部会で検討していたものである。

○北村部会長

・千葉県らしさについて、具体的にはどのように盛り込めるか。

○小林協議会委員

・他県の基本方針を見ると、群馬県のみ「リスクコミュニケーション」の文言が入っている。

・知事を中心としてリスクコミュニケーションが動いているような感じは、千葉県の条例の特徴であり、他県にない大きな要素であると思う。

・資料６では、2 つ出てくるが、リスクコミュニケーションが消費者、生産者等あらゆる関係者の接点であり、条例の最終目的だと思うので、「リスクコミュニケーション」という言葉を１つの大きな項目としてあげた方が、千葉県の条例の特徴を生かせるのではないか。

○鵜澤委員

・千葉らしさとして、千葉県は全国有数の生産県であり、消費県である。リスクコミュニケーションを含め、どうバランスをとって方針に入れられるか。

○丸山委員

・生産県であり消費県であるという条件を生かし、千産千消、生産者と消費者の交流・相互理解、食育、一次産業の活性化などいろいろな可能性があるということで、背景、理念をまとめると良いのではないか。

○田中（薫）委員

・先ほどあったように、リスクコミュニケーションを１つの項目とすることを考えていっても良いのではないか。

○田中（育）委員

・産地直送のものが売られているが、千葉県産のものが少ないように思う。うまくアピールできないか。

○萩原委員

・マスコミからみると、危機管理での対応の良さがポイントとなる。各部局にまたがる事案の連携、初動の早さ、情報の公開度などの素早さ、的確さが安全・安心につながっているのではないか。

・千葉県らしさについては、これからの宿題として考えないといけない。何か１つのことで強力に全国に発信できる千葉らしさが出るということではなく、総合力、広報戦略も含めてであると思う。千葉の食が安全・安心であるということを強力に訴えられるような広報戦略は別途に考えた方が良い。

・GM の項目が千葉県の条例に入れられたのは画期的なことだったと思う。科学的にみて大丈夫という人も不安いう人もいるという現状の中で、その扱いをどうするのかというのは難しい問題であるが、表示を含めた情報公開が重要ではないか。そういう点に千葉らしさが出せる取組みができるかどうか。GM の文言を条例の中に入れた以上、何らかの答えは出さないといけないのかもしれない。

○文入委員

・千葉県らしさとして、学校給食に県産品を取り入れるという方針を入れてはどうか。

・危機管理については、ぜひ入れてほしい。

○北村部会長

・危機管理については、県ですでに行っていることと思うが、具体的に見えていないところがあるのではないかと思われる。

・今後は、資料６（施策の体系）を中心として、本日出されたキーワード、御意見を加えていくこととする。

○事務局

・消費者の役割や食品関連事業者の責務を基本方針に盛り込むべきかについて、次回でも結構ですので考えていただきたい。

○丸山委員

・消費者の役割という点では、消費者が自ら参加できるような施策が必要ではないかと考えている。他県での成功例、失敗例も含めて、どういう施策が良いのか、私の方としても調べて検討してみたい。

○萩原委員

・食の安全・安心に関わる問題について情報がほしいというときに、公的機関から提供するもの以外に、簡単にアクセスして情報が得られるということが大切。食の安全・安心の情報センター的なものがあるといいのかもしれない。

・一次情報だと一般の人にはわかりにくいので、わかりやすい形に加工して提供することも必要。

○鵜澤委員

・消費者の方に理解を深めてもらうような施策をとり、その内容を消費者にわかりやすいように表現すると良いのではないか。

（2）その他

○次回の開催について、11 月 8 日（水）午後を予定。

以上